

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社丸新岩寺（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千葉市内にて大規模な災害が発生し、甲が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した場合（以下「災害時等」という。）において、避難生活における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、甲と乙が協力して、被災者等の入浴支援等を円滑に実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）被災者等 災害時等において、避難所等に入浴施設がなく、入浴機会を得られない避難者、自宅の被災により風呂を使用することができない者及び千葉市地域防災計画に基づき応急復旧活動等に従事する者
- （2）入浴支援等 前号に規定する被災者等に対し、無償で入浴の機会や提供施設におけるトイレ、冷暖房、電気設備等を提供することをいい、その費用は第7条の規定に基づき甲が負担するものとする。
- （3）乙の所有する施設 千葉県千葉市中央区川崎町51番地1に所在する「湯の郷ほのか蘇我店」

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による入浴支援等が必要であると判断した場合には、乙に対し、要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請があったときは、乙の所有する施設の安全点検を実施し、その要請内容について実施の可否を速やかに判断し回答するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）被災者等に対し、乙の所有する施設における入浴支援等の実施
- （2）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報に係る被災者等への提供
- （3）前号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による協力として行うことが適当と認められたもの

(協力の実施)

第5条 乙は、第3条第2項の規定により対応が可能と判断したときは、速やかに、前条に定める協力を実施するものとする。

2 乙は、前条の規定により協力を実施する場合には、原則として発災から7日間とし、乙の営業時間内とする。ただし、甲が当該期間等を延長する必要があると認める場合には、当該期間等を延長することができる。また、乙は施設の安全管理その他合理的理由により、当該協力を終了することができる。

3 乙は、前条の規定により協力を実施し、その後乙の所有する施設を閉鎖するときは、実施報告書(様式第2号)により、実施内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前条の規定により入浴支援等を実施する場合には、公衆浴場法等関係法令を遵守して、通常の営業において求められる公衆衛生の管理等を行い、事故や感染等が発生しないように配慮するものとする。

5 乙は、乙の所有する施設での入浴支援を求めて来場する被災者等の人数が、当該施設での受け入れを可能とする人数の上限を超える場合には、その施設の設備能力や安全管理上の観点から、当該支援の実施を制限又は中止することができる。その場合には、乙は、甲に対し速やかに、実施報告書(様式第2号)により当該施設の状況や実施内容について報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により報告することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(施設の閉鎖)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の所有する施設を閉鎖し、被災者等の退去を求めることができるものとする。

(1) 甲が、前条の規定による乙の協力を要しなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、乙の所有する施設の安全点検を行った結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第4条の規定による協力に対して被災者等による迷惑行為、事故、占有又は乙が被災者に認める以外の利用等があった場合

(4) その他合理的理由により乙が乙の所有する施設の閉鎖を必要とした場合。この場合において、乙は速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第4条第1号の規定による協力に要した入浴料や費用は、全額を甲が負担するものとし、その入浴支援等を実施する場合の一人あたりの上限額は、600円とする。ただし、乙が負担しない寄付金等により賄うときは、この限りではない。

2 前項の入浴料及び費用は、法令等で定めるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項の規定において、乙の所有する施設を利用する被災者等が、通常定められている入浴料とは別に料金がかかるサービスを乙の所有する施設にて利用した場合は、その費用は当該利

用者の負担とする。

4 甲は、乙から第1項の規定に基づく入浴料及び費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等の報告)

第8条 乙は、この協定による協力の実施において事故等があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(損失補償及び損害賠償)

第9条 この協定による協力の実施において生じた損害は、当該損害の発生について責めに帰すべき事由を有する者が負担するものとする。

2 乙は、この協定による協力の実施において第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由がある場合に限り、その損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第10条 この協定により協力に従事した者（以下「従事者」という。）が、その実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、従事者が加入する保険により対応するものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、この協定による協力に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、この協定による協力の実施に際し、知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(法令順守)

第13条 乙は、この協定による協力の実施に際し、関係法令を遵守しなければならない。

(平時の連携等)

第14条 甲及び乙は、この協定による協力が円滑に実施できるよう、平時において連絡担当者確認書（様式第3号）（以下、「確認書」という。）を作成し、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、確認書を修正し、速やかに相手方に通知するものとする。

3 乙は、この協定に基づく入浴支援等について、安全かつ効果的に実施し、かつ災害時に市民が安心して利用できるよう、平時において甲が実施する訓練への参加等に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から、令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 北海道札幌市手稲区富丘3条2丁目10番43号
株式会社丸新岩寺
代表取締役 高橋 祐一